

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第四十二号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午前十一時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君

委員 中田 吉雄君 岩木 哲夫君 岩沢 忠恭君 石村 幸作君 高橋進太郎君 宮田 重文君 岡本 愛祐君 館 哲二君 原 虎一君 吉川末次郎君

政府委員 国家地方警察 本部警備部長 柏村 信雄君 地方自治庁次長 鈴木 俊一君 事務局側 常任委員 福永与一郎君 常任委員 会専門員 武井 群嗣君 会専門員

- 本日の会議に付した事件
○地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○派遣議員の報告
○道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出頭に関する件
○本委員会の運営に関する件
○委員長(西郷吉之助君) 只今より開会いたします。

本日は前回に引続きまして、地方公務員法の一部を改正する法律案について質疑を継続いたします。又質疑が終了いたしましたら引続いて討論採決に入る予定であります。御質疑をお願いいたします。

○高橋進太郎君 今回人事委員会又は公平委員会の事務処理について所要の改正の規定があるのですが、一体根本的に今度の国の行政機構におきましては、この種の委員会というものを相当整理いたしましたして、そうして行政の簡素化をまあ図つておるのであります。が、地方においても同じように人事委員会とか公平委員会とか、こういう点については簡素化を図つてこれを廃止する意思がないのかどうか。そういう根本についての政府のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 人事委員会の今後のあり方問題は公平委員会の今後のあり方という問題でございますが、これは国の場合の人事院或いは今回提案しております国家人事委員会の制度のあり方ともまあ関連をいたす問題でございます。将来公務員の身分上の取扱をどういたすか、現状のままでもいいかどうかという点は確かに一つの検討を要すべき問題であると思ひますが、政府としてはこれにつきましてまだかようにするといふ結論には到達していませんのであります。これらの点に關しても、地方制度調査会におきまして何分の審議をお願いして、その結論を得て政府としてはこの問題を検討し

て成案を得るようにならうか。かように考へております。今回の地方公務員法の改正はかような根本の建前には触れませんが、現制のままにおきまして可能な調整を図つたものでございます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは御質疑がなければ討論に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは御異議ないものと認めましてこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見がございましたら討論中にお述べを願ひたいと思ひます。

○原虎一君 私本案に對して賛成するものであります。併しながらただ一つ希望条件を申上げて賛意を表したと思ひます。それは先般の委員会におきまして岡野國務大臣並びに労働大臣の出席を求めて質問をいたしました際に、附則第二十一項の単純労働に對する特例法を速かに制定すべきものであるにもかかわらず、これを今回除いて地方公營企業法並びに労働関係法を制定するといふことは片手落ちである。法を忠実に実施するものでないといふことを申しましたところ、政府は早い期間にできるだけ早くこれを實現するといふ言明をいたされております。この言明が一日も早く實現する、実施されることを要望いたしました。

○委員長(西郷吉之助君) ほかに御意見ございませんか。御意見がなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第一百四九条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本法案の内容が、これは委員長において本法案の内容が、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。

それでは本院規則第七十二条によつて、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とせられたかたは順次御署名を願ひます。

- 多数意見者署名
石村 幸作 宮田 重文
高橋進太郎 原 虎一
中田 吉雄 館 哲二
岩沢 忠恭 吉川末次郎

○委員長(西郷吉之助君) 御署名はございませんか。……ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(西郷吉之助君) 速記を開始して下さい。

それでは引続きまして、先般吉川委員は三名が京都の騒擾事件について本院より派遣されたので、その報告につぎまして吉川委員より今から聴取したいと思ひます。吉川君。

○吉川末次郎君 去る五月一日の我が国独立直後のメーデーは、全国四百七十餘箇所、参加者百四十餘万人と推定されてはいる参加の下に行われたのであります。が、不幸にして東京、京都その他におきまして不祥事件が発生いたしましたので、当委員会といたしましては治安維持の見地から、先に東京事件についての実態を調査し、その真相並びに原因を究明して来たのであります。が、今回更に京都事件を調査するため、去る五月十九日より四日間、互りまして院議によつて現地に派遣されまして、自治体警察及び国家地方警察並びに同公安委員、検査当局、法務府特審局、メーデー主催者側、市長及び議會側の代表等関係者に面接いたしましたので、つぎに事件の真相を聴取いたしましたので、それにつぎまして調査の結果の概要を御報告申し上げたいと思ひます。

この事件の概略等につきましては、先に国家地方警察本部からその大要につぎまして本委員会において当局から、報告があらまして、す

で、速記録に掲載されておりますので、申し上げることは重複を避けましたために申し上げることを省略したいと思つたのであります。で、調査いたしました結果、我々が見ましたところは、今申し上げました東京における五月一日の、かのメーデーをきっかけとしたします宮城前広場における騒擾事件は、いろいろな方面から現下日本の政治問題といたしまして極めて重大なる意義を持つものであると考へるのであります。それは、ひとり治安警察行政の見地よりのみならず、その関連いたしてありますところは現下の世界政治における二大勢力の対立から派生してありますところの、一つの現象でありまして、而もそうした騒擾事件を惹起するに至りました騒擾者の意図というものは、世界政治におけるいわゆる反共産主義勢力或いは西欧民主主義勢力に対するところの彼らの挑発的な意図を表白しておるばかりでなく、それとの関連性におきまして先に日米両国間に締結されました日米安全保障条約並びにソ連とその衛星国を除いての連合国側と締結されましたこの講和条約に對するところの反対の意思を包蔵し、特に日米安全保障条約に基くところの米軍の日本に駐留するということについての強烈なる反抗の意思表示を現わすものであるという、そうしたことで政治外交政策上の関連性におきまして一つの大きな反対的な意思の表白であるといふことであると共に、又それが日本の社会に對するところの全面的な、革命的な意図を包蔵して行われておるといふことであると考えるのであります。而もその騒擾事件は類例のないような市街戦的な外貌を呈しましたばかりでな

く、そうした騒擾に直接的に、積極的に参加いたしました者の数よりいたしまして、警視總監の語るところによれば、即ち八千といひ、共産党の諸君からはその数、十方に及ぶとまで言われておるのであります。そうした点から、これは最近における極めて重視すべき内政、外交に関連性を持つた大きな事件であると考へられるのであります。さればにや、これとの関連性を多少持ちまして、目下国会において審議されつつあるところの破壊活動防止法案或いは労働法の改正法案等との関連性をとらえまして、政府当局の首班者であります吉田総理大臣の談として、昨日の夕刊に伝えられておるところによれば、当参議院のこれらの法案に對する審議の状況と照応して、国会を解散して総選挙をなすつもりであるというふうなことをも言つておられることが、報道されておるのであります。で、破壊活動防止法案、或いは労働法の改正法案等は、直接的にこのメーデー事件に關連性を直ちに持つものではありませんが、実質的には、何らかの政治的の關係が全然ないといふことも又言ひ得ないと思われのであります。で、東京におけるメーデー事件というものが、そうした見地から極めて重大視すべきものであるばかりでなく、そのスケールにおいて比較するに余りに小さな事件であつたのであります。そのそうした左翼運動の中心として、今日まで諸種の同様の騒擾事件を惹起して参りました京都においても、類をひとしくするところの事件が起りました。以上申し上げましたその重大性に鑑みまして、東京の本事件を我々が精

査いたしますると共に、又地方におけるその代表的な事件の実情と、その真因を究めることは、当委員会の職務の上からいたしまして、又我々が日本の政治家であるという見地からいたしまして、その緊要性を感じました。特に私個人といたしましてこれが調査派遣を要求いたしましたような次第であります。それで先に申しましたごとく、その概貌につきましては、速記録に載つておられますところの当局の報告にこれを委ねまして、我々が調べました書類、談話その他のものは、書類だけでも相当長文であり、広汎に互ひ互ひで、その一節をここに読上げまして、読上げましたものを通じて全体を一つ多少とも要約することができまゝです。この一助にもなると思ひますので、読上げてみたいと思つてあります。それは五月の十日頃に日本共産党の京都府V、これは暗号であります、ビュローという意味だそうですが、ビュローで、それは相当長文の文書を秘密のうちに発しておるのでありますが、その一節をここに読上げますというのと、今年のメーデーの第一の特徴は、アメ帝、アメリカ帝國主義のことだろふと思ひます。「アメ帝や吉田、これに連なる一切の反動勢力の必死の分裂策にもかかわらず、下部労働者の実力で統一メーデーを守り抜き、府下十萬の國民的メーデーを敢行した」とである。昨年の市電労働者を先頭とする越年闘争以来の労働者の高まりと二・二三、三・二〇闘争に発揮された労働者、農民を主力とする実行行動が更に被弾法粉砕の四・一二、一八セネストと発展し、特に金屬(日電、島津海輪送機)労働者の成長と、私鉄(奈良電、

京福)の激しい闘争は國民を奮起させた。この偉大な力はさすがに札付き悪質民同森川一派さえもこの統一行動を妨げることができなかつた。かくして京都、宮津、東西舞鶴、福知山、岡山、宇治七地区とも統一メーデーが実現した。特に岡山におけるメーデーには府員、教員組合と思ひます。「国鉄、全通、電産、岡山運輸、製材所等、すべての経営が参加し、農民、学生共闘の意図で行われた。これは歴史始まつて以来であり、北条、北条といふのは丹波の北条田郡でありまして、京都府における北海道といわれておる辺鄙な所であります。「北条の山深く住む敵に与えた影響は大きい。第二の特徴として言えることは、昨年のメーデーは平和を守るメーデーであつたが、今年のメーデーは民族解放のメーデーであつた。七萬の大衆は革命を意識し、アメ帝の支配を力ではね飛ばし、吉田を打倒する決意に燃えていた。殆んどのブラカドは民族独立、國民政府を作れ、吉田打倒、再軍備反対のスローガンを書かれていた。このことは新綱領が國民のものになりつつあることを示している。公然とデモンストレーションを指導した我が党のトラックには熱狂的であつたし、再刊された「アカハタ」はまたたく間に売切れ、固定を申込みに来る労働者すらあつた。第三の特徴は、戦後最大級の尖鋭的な闘争のメーデーであつたことである。労働者は至る所で警官隊の挑発と戦ひ、特に祇園石段下では五回に互つて警官隊を追つばらひ、包圍し、実力で粉砕した。丸山公園でも実力で私服をやつつけ、応援に駆けつけた武装警官隊と

対峙して戦つた。而もこれは組織されたものではなく革命的な自然発生的な戦いであつた。このことは現在の情勢の厳しさ、金屬労働者を中心とする全京都の労働者の革命の高まりと成長の現われである。職制の脅迫と戦ひ、悪質分裂主義者をね飛ばし、参加し、農民は封建的の縛りをおどかし、学生、朝鮮人は敵のおどかしを粉砕して参加した力である。動員も多く、戦闘的に争つた労働者は皆現在まで職つて来た都、相互、彌生等の自動車労働組、第一製菓、日本新薬を中心とする百貨店労働組、高島屋、大丸を先頭にした百貨店私鉄、中央染工、日本クロス、倉紡、京染等の中小織維工場労働者、日互、日互といふのは印刷会社であります。日互を中心とした日互連、これは印刷労働組合連合会だと思ひます。「全官公系では自労、府職、教員、区職労働者が元氣であつた。特に金屬労働者は全体として戦闘的であり、動員も多かつた。島津、三谷、日新、日電、寿、日本輸送機、山科精工、官本電機等に至る社会民主主義者の影響を受けた労働者までが非常に勇敢に戦つた。このことは京都労働運動の質が変革化され、労働戦線の統一の基礎が成熟しつつあることを証明している」、こうしたことを先ず書いておるのであります。なお、それに付加して、このメーデー闘争における欠陥といふことについては、見地からしての欠陥といふことについては相当書いておきます。又更に「メーデーの成果をもちと、欠陥の克服こそ我が党の緊急任務である」といふ見出しの下に、今後の京都地方に

おける共産党員の活動を如何にすべきかという点につきまして、このメーデーに關連しても書いておるのでありますが、非常に長文に互りますから、ここに口で報告いたしますことは省略いたします。若し必要がありましたら、委員長等においての全文または一節を速記録の中へ留めて頂ければ結構だと思われのであります。今申しましたことと、先に国警本部から報告いたしましたこととをつき温めてお考え下さいませるといふと、大体五月一日メーデー当日における京都の共産主義者によつて指導された騒擾のまゝ外郭だけはおぼろげながら御了解願えるかと思つてあります。我々が当局から同地方におきまして聞きましたところによりまして、当日メーデーに参加いたしましたところの者は約二万と言ひ、或いは三万と言われおりますが、大体において二、三万見当であつたようでございます。併しその他の宇治、周山、福知山等の府下の諸工業地帯を含みますところの都市においての動員人数を加えまして、この共産党の書いておられますところは或いは七万と言ひ、或いは十万と言つておりますが、京都市の会場に集まりました者は大体二、三万であつたようであります。而も初めは御所に会場を予定いたしておつたのであります。而も御所を会場に使うといふことにつきましては京都府の知事の藤川君も、労働部長の池上君と共にこれを肯定する態度をとつたのであります。御所の管理者でありますところの厚生省でありますか、宮内庁でありますか、どちらでありますか、これには厚生省という言葉が書いてありますが、許可

するところとならなかつたので、会場が二条離宮前に移されたのであります。それは丁度東京におきました宮城前広場を予定いたしておりましたのが、それが拒否されたことを以て、又苑に変えられたといふことを以て、又当局に對するところの反感を醸成する一つの戦術に利用いたしましたことは、京都地方のメーデーにおける会場の変更問題につきましても又同様なのが窺われたのであります。国警本部からの報告にもありましたように、東京のそれと比べて規模も極めて小さいのでありますけれども、併しなから特に違つておると私の感じましたことは、東京におけるメーデーの騒擾事件は総評等を中心としたもので、メーデーの大会等が行われましたあとで、宮城前に集まりましたその参加者の一部だけが別個にあつた騒擾事件を起したようでありまして、京都におきましては二条離宮前に集まりましたところのメーデー参加者の全部が大会終了後示威行列をして練り歩きまして、そうしてその途中におきまして、裁判所前、或いは四條大橋の際の交番所の破壊であるとか、或いは市役所の入口の破壊であるとか、或いは祇園の石段下、円山公園その他の所において暴動的な行動に移りましたので、そうした暴動を行いましたところの者は、その数は聞き及びましたところでは二、三千くらいであつたようであります。参加者全体が仮に三万といはしますと、その約一割くらいの方が暴動をいたしたのであります。爾余の者はそうした積極的な、暴動的な行為はいたしておりませぬけれども、集団的にはむしろ傍觀的な態度を

とりつつ同一の示威行列をして行進していったように大体聞き及んだのであります。このことが相違点であります。が、又考え方によりましては私には極めて重視すべきことではないかと思われるのであります。で、考え方によりましていろいろの方面からの重要性が考えられるのであります。この問題が各派の立場から自ら見方も異なると思ひますので、現地に参りました他の委員の方々からも御意見を伺ひたいと思ひます。なお詳細に互る報告書を用意してあります。これは速記録に掲載することをお許し願ひたいのであります。

以上を以ちまして私の報告を終りたいと存じます。

○委員長(西郷吉之助君) それではこの程度で午前は休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時十五分開會

○委員長(西郷吉之助君) それでは委員会を午前に引続きまして開會いたします。

これより道路交通取締法の一部を改正する法律案につきまして前回に引続いて御質疑をお願いいたします。

○原虎一君 当局にお尋ねするのでありますが、第七條の二項の一号から五号、即ち故障車を運転した場合は、或いは無免許、酒に酔つて運転した場合、或いは速度制限の違反、その他五項目あるのですが、この違反を第二十八條で三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金にしておりますが、これは当然その情状によつては科料程度で済ませべきものかと思ひますが、それが懲役又は罰金に処することになつておるので

ありますが、この点について重大なる事由がありますれば御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(村松信雄君) 只今のお尋ねでございますが、第七條はいわゆる無謀操縦についての規定でございます。その次の第八條が無謀操縦に至らない程度の不当な操縦についての規定をいたしておるわけでございます。只今御指摘のように第七條の違反につきましては第二十八條を以ちまして三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する旨を規定し、第八條の違反につきましては第二十九條の規定を以ちまして三千円以下の罰金又は科料に処する旨を規定いたしておるわけでございます。この第七條に申します無謀操縦は、只今お説上げになりましたように、構造、装置に重大な故障があるといふようなものであつて、安全に操縦できないといふことがはつきりしておる車を運転すること、又運転の資格を持たないで運転すること、それから酷罰として運転をするといふような、操縦者としては最も注意しなければならぬ、又心掛けないければならぬことを強いて犯したといふ者についての罰則でありますので、これを只今の二十八條の規定によりまして懲役、罰金のほかに科料の制度を認めますことは、さなきだに交通違反事項の相当多数に上り、交通事故の累増をいたしております現在において、私どもとしましては當を得ないものであるといふふうに考へておるわけでございます。尤もこの無謀操縦に至らない程度のものであります。第三十條の規定によりまして軽い罰則を規定いたしておりますのであります。やはり交通事故の防止という

大局の見地に立ちますと、こうした違反事項についても段階を設けまして、処罰についての區別をいたしておきたいことが必要ではないかと考へるのであります。なお實際上の取扱をいたしまして、情状あるにかかわらず、何でもかんでもこれを送致し、処罰するといふような考えではなく、十分に警告措置等をとるようなことになつておるわけでございまして、例へば昭和二十五年中におきます交通軌道巡邏隊によりまして交通取締の処置でありまして、只今御指摘の七條八條に限りませぬのでございまして、検査件数の総数が二十一万九千、このうち送致をいたしておりますものが一万余、三千三百三十六件、従ひまして検査に對する送致の比率は六%と相成つておるのであります。なおこのほかに行政的な処置をいたしまして警告書、免許証に對する記入、違反カードの交付といふような措置も含めまして、送致件数と合せて約四万九千件に上つておるわけでございまして、この処置の全体の率が検査に對しまして二二%といふことになつておるやうな状況でございます。私どもといたしましては機械の整備とか、或いは操縦に對する確実な技術を持ち、適性を備へている者によつて安全な操縦が行われることを念願いたしておるのであります。強いて処罰を嚴にするといふ意圖は毛頭ございませぬが、現在程度の処罰の規定はこれを存続することが必要であらうといふふうに考へておるやうなわけでございませぬ。

○原虎一君 實際の問題として検討し

で行かなければいけないので、例えば第七條の第二項一号で、故障車、安全に操縦できない車馬又は軌道車には乗つてはいけませんから、途中で壊れたというものを對する認定ですね、そういう点から何らかの多少小さい事故のときには七條の二項第一号の注意が足りなかつたということでやられる場合もあるかと思うのです。そういったしますと、我々が数字的に事故の比率を知りたいとすれば七條違反の検査数が、例えば最近の二十六年においてどれだけあつてどういふ刑罰に触れたかということが七條違反の問題では必要じゃないかと思つて、全国の八條違反も含めた検査数二十数万に對する何%ということよりかです。従いまして警視庁管下における八條違反と七條違反の一カ年の統計が出たものがありますれば、それを頂いて判断して行くべきじゃないかと、こう思つております。もう一つその資料をできるだけ早く頂きたいと申しますのは、委員長の審議予定といたしましてこの法案を一兩日中に上げたいという御方針でありますから、我々も早くやりたいと思つて、それから問題は八條のほうは罰金と科料という事になつております。七條のほうに科料を入れる、科料に処すということにするために違反件数が殖えるような心理的影響を与えらるという何か立証されるべきものでござつておられますれば、お聞かせ願ひたいと思つております。

なことに對しての立証上の資料があるかというお尋ねでございますが、そこまでは具體的なものは持合せておりませんが、やはり罰則の緩和ということが心理的に取締の緩和というふうな印象を受けることは自然であると思つて、まずこの点については先に申しました通りの意見を持つておるような次第であります。

たしました、今原さんのおつしやるのは運転手の罰金は次第によつては苛酷過ぎるものもあるから科料制度も併用し得るような方法によつてもらいたいという多数の意見があつたと思つて、その点については先に申しました通りでございますか。……ああそうですか、私も同感でございます。それは配慮されるべきだと思つて、その同感の意を表します。

が、それは傑成ですね。だからもうそういう参考人と呼んで聞くという、それほどのこともないじゃないですか。○委員長(西郷吉之助君) そうしてそれを加えますか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは速記をとめて。

○原虎一君 いろいろ問題は、議論と申しますより的確な資料に基いて判断を下すのが妥当だと思つて、先ほど申しました七條、八條の違反件数とその違反行為の種類等の統計を頂いた上で、なお検討したいと思つて、これは委員長にお願いして審議の期間を許しますならば運転手の代表的な者を一応参考までにお呼び願つて、そのほうの意見もお聞き願つた上で御決定をして頂きますればよろしいかと思つて、私の質問はこれで打ち切ります。

○委員長(西郷吉之助君) 只今の原委員の御意見御尤もだと思つて、いざ今度の会期は多少は延びると思つて、皆様がその御意見であればさうやうに取計りますが、如何いたしますか。岡本さん、今ちよつとおられますか。岡本さん、今ちよつとおられますか。岡本さん、今ちよつとおられますか。

○委員長(西郷吉之助君) 今高橋さんからもこれについての御発言がございましたが、これは政府委員のほうにもちよつと私から尋ねますが、あなたのほうの、例えば交通関係の人です、そういうふうななかたに出て頂いてもう少し詳細に説明を伺えませんか。交通関係を専門にやつていられたか、警視庁から来ておられますか。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め

○政府委員(柏村信雄君) 只今御要求になりました資料はできるだけ速かにお手許に差上げたいと思つて、次に第二十八條の罰則に科料を加えることによつて違反件数が殖えるよう

○委員長(西郷吉之助君) 只今の原委員の御意見御尤もだと思つて、いざ今度の会期は多少は延びると思つて、皆様がその御意見であればさうやうに取計りますが、如何いたしますか。岡本さん、今ちよつとおられますか。岡本さん、今ちよつとおられますか。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

○委員長(西郷吉之助君) どういたしますか、今の点を当局からも、交通関係の人が来ておるそうですから、それからもう意見を聞きまして……。

運転するものでもよろしい。それから架線のみによつて運転するものでもよろしいわけでございますが、これがいわゆる無軌条電車になるわけでございます。

○岡本愛祐君　そうすると、軌道車であるものと無軌条電車との関係はどうなりますか。

○政府委員(柏村信雄君)　無軌条電車はこの軌道車に含まれることになる。

○岡本愛祐君　ああ、そうですか。それじゃもう一度承りますが、軌道車の中において架線のみによつて運転するものを無軌条電車と言つて、こういふわけですね。間違ひありませんか。

○政府委員(柏村信雄君)　ええ。

○岡本愛祐君　それじゃわかりました。次に第十五条について承りたいのですが、第十五条は踏切におきまして「車馬は、鉄道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、安全かどうかを確認するため、一時停車しなければならぬ」といふ規定なんです。それでここに車馬だけしかないのです。そのほかやはり通行の人も通過しようとするときに安全かどうか確認するために一時停車ということを明確にするためにも、事故者が非常に少くなるだろうという陳情があるのです。これは私鉄経営者協会からの陳情であります。それに對する当局の考案をお述べ願いたい。

○政府委員(柏村信雄君)　第十五条の車馬のほかにも一時停車しなければならぬという趣旨の規定をしてはどうかというお尋ねでございますが、勿論人につきましてもそれだけの注意を促すという事は必要でありますし、事実自分の生命身体についての注意をする者でありますれば当然にそういう注

意を怠らないことであろうと思つておりますが、只今お述べになりました点はできるだけ一般の指導、交通道徳の普及という点においてこれを勵行するように仕向けて行くのが適當ではないだらうかというふうに考へるのであります。勿論、人をここに加えた際にこれについての罰則というところまで行くのは行過ぎたというお考えかとも存しますが、人については如何かと存じます。その上でない場合には、罰則を設けてしまふことは如何かと存じては事實上道徳規定になるというわけでございます。これは事実上の指導で参るの適當ではないかというふうに考へておられるのであります。なお只今お話のように、私鉄の側からそういう要望があるというお話でございますが、これは私鉄のかたへのお考えがどこにあるかは存じませんが、場合によつてはこの際かたへの人に責任が転嫁される、停まつたならば轢かれ上り降らないという一つの法律違反の行為があり、過失に基くものであるというふうなことになるので、勿論そういうことはその人の損害賠償請求とか如何かに若干の影響があるかどうか。そういうことは私どもの特に意見を申上げる筋合いではございませんが、そのやうした面では主張されるとすればこれはやはり問題なではないかというふうにお考へるのであります。やはり人に

つきましては法律によつてこれを強制するといふ態度をとらずに、十分御趣旨の点は一般の指導によりましてこれを勵行せしめるようにして参つたらよいのではないかと、こう考へておられる次第であります。

○岡本愛祐君　この道路交通取締法令というものは、まあ道徳に待たなければならぬ点も大分含んでおるので、勿論その踏切において人が通過するときに一々立停まつて大丈夫なことを見極めて通る。そういうふうなことに違反した場合に罰を設けるのは私どもも行き過ぎたと思つておられるので、今までの道路交通取締法の中に道徳的規定は全然含んでいないんだということなら一貫するんですが、必ずしもそうでない、而も事故は相當通行者にあるようです。だからその事故の責任を通行者に転嫁して、私鉄又は国鉄が損害賠償を免れるためというふうな悪意があるならば非常にと考へるものでござい、こういう規定を設けることによつて、そういう事故が少しでも少くなれば、それに越したことはないのではありませんか。そういうことを転嫁………責任なるものはどういふふうになりますか。そういう規定を入れるか入れないかによつて、死んだのはわかりませんが、怪我したときに、その人が踏切を通過するとき一時止まつて安全を確かめて、そして通過するといふような規定を入れることによつて、そのときの筆証責任がその人にあるようになりますか。

○政府委員(柏村信雄君)　私もそこまではつきり申上げるだけの知識を持合せませんが、法律にまで書かれておるといふことであります。これは少くとも轢かれる状況というものは法律違反、法律に反しておるといふこととではなかられるような状況にならなかつたであらうという推定は当然付き得るのではないかと、このように考へます。

○岡本愛祐君　じゃ、この問題は明日まで調べて、そういうことを入れれば筆証責任が人のほうにあるようになるかどうか、つまり車のほうは無罪ですね。そういう規定があることによつて筆証責任が、事故を起したその車のほうにあるか、或いは私鉄とか国鉄のほうにあるか、それを調べて頂ければわかりますから。それから次に移りますが、今度の改正には勿論出ておりましたが、右側通行、左側通行、この前道路交通取締法を制定するときに對面交通というのをしきりに言われて、そして歩く人は右側通行になつたのですが、そのときも左側通行でいいじゃないか、何も改める必要はないじゃないかという議論が当委員会に随分あつた。そこで数年間右側通行をやつて来たのですが、私どもの見ている範囲内においてはなかく右側通行は困難である。非常な広い道では右側通行をやると思へばやれますけれども、日本の道は狭いのが多い。そこで右側通行をやろうとすれば非常に困難だ。それで今に至るまで右側通行がなかくできな。而も模範道路なんというのを作つておりました。朝夕右側通行、右側通行といつて奨励しておる所でも、警察官がいなければ皆左側通行になつてしまつたといふような状況である。こういうふうな状況は政府当局はよく御存じだと思つておられるが、その原因は長い間の我が国の慣習と、それから鉄道の構内におきましては左側が多いのです。これは鉄道が左側通行だから、従つて左側に自然になるだらうと思つたのです。そういうふうな関係でなかな

してこのまま右側通行をやつて行つて交通の整理が完全にそういう右側通行をやつて行けるかどうか。その見解をつきり聞かして頂きたいと思つてお

○政府委員(柏村信雄君)　只今左側通行、右側通行の問題についてのお尋ねでございますが、御承知のように現在の制度は昭和二十四年の十一月から実施いたしておるわけでございます。その以前におきましては車馬も歩行者も同様に左側を通行しておりましたのでござい、諸外国の事例等に鑑みましても、車馬と歩行者が對面になつて交通する、いわゆる對面交通の制度が交通上合理的な制度であるといふことを感じますが、この制度をとつたわけでございますが、その際車馬を右側にし、歩行者を左側に、従来通り左側にしておきますといふことにつきましては、施設経費の面において莫大なものを要するといふ点から、習慣を是正するといふことによつて、歩行者をして右を歩かせることによつて、歩行者、施設経費の面においての負担を省き、なお且つ理想的な對面交通の実を上げ得るに至るといふ見地から、現在の制度をとつたわけでございます。只今お話のように、左側交通が長年の慣習でございますので、これを全面的に右側に改めまことにつきましては相當の困難が予想され、現在においても只今御指摘のように十分の成果を挙げていないことは甚だ遺憾に存じておるわけでございますが、併しながら小学校、中学校等の児童のごとく左側通行の長い習慣を持たない者は比較的容易に右側通行の実行者になり得るわけでございますし、そういう数は率の上におきま

ます。

しても非常に成績が上つておるように見受けられるのであります。この点は何と申しましても長い習慣でございますので、一挙に全体的にこれを是正するということとは相当の困難は伴うと存じますが、我々もいたしましては二年有半の実績を見まして今後ともこれを保持し、十分に指導して参りますならば近く対面交通の実績が上つて参るものというふうに考へておるわけでございます。本年の四月におきます全国の交通安全旬間におきましても特にこの対面交通の励行と、踏切における事故防止というものを二大目標にして宣伝指導に努めたような次第でございます。絶えざる努力によつて対面交通の実を上げて参りたいというふうに考へておるわけでございます。

○岡本愛祐君 政府が御努力になつておる点は承知いたしておりますが、この右側通行に限つてなかく、実効が上らないというのには実情だるうと思つております。それで右側通行にしてから左側通行の場合より事故が減つたかどうか、それは車の多い少いによりますが、そういう調べができておりますか。それから欧米の道を引かれますが、殊にアメリカは道が広いので、道が広い所は右側通行も可能なんです。ところが道が日本では狭いものです。ところが車馬と人と一緒に対面交通をするというとはなかく、困難です。もうどぶ板の上でも歩かなければ右側は歩けない。そういうような所が多いのであります。それで自然に左側になつてしまふ。そういう状況であつて、安全旬間などもやつていらつしやいます。安全旬間をやつていらつしやるときでも、警官がいなければ左側

通行になつてしまふ。まして安全旬間でない場合は左側通行で堂々と車馬と人と通る。この道路において公然とやつておるのであります。我々だけが右側をやろうといつてもなかく、できない。統計がありましたら御披露を願いたい。

○政府委員(柏村信雄君) 交通事故の数字でございますが、これは遺憾ながら逐年増加をいたしておるわけでございます。勿論自動車台数も飛躍的に増加をしまして、それに終戦後における人口の増加というようなことも加わりまして、交通量が非常に増えておること、このための事故増加ということになると思つておりますが、二十四年度におきます事故件数が二万五千百三十三、それから二十五年度におきます三万三千二百三十二、二十六年度が四万一千四百二十三、この増加率をとつて見ますと、二十三年から二十四年に対する増加率が一七・七％、二十四年から二十五年におきます増加率が三二・三％、二十五年から二十六年におきます増加率が二四・七％ということになつておるわけであります。次に自動車の増加状況でございますが、二十四年度におきます自動車数が三十一万二千八百八台、それから二十五年度が三十八万七千五百四十四台、二十六年度におきます自動車数が五十五万二千八百三台、この増加率を算出しております。二十三年度に対します二十四年度の増加率が三三・九％、それから二十五年年度に対します二十六年年度の増加率が二四・二％、それから二十七年年度に対します二十八年年度の増加率が二九・七％と云ふことになつておるわけでございます。これは勿論自動車の全国的な調べ

でございますので、これを以て一概にどうこうということは申し上げられませんが、対面交通に直接関係のあるものとしたしましては、左側通行に起因する事故が四九％という数字になつておるわけであります。これは対面交通を守らないで起した事故でございます。右側通行が従たる原因若しくは間接の原因となつて発生した事故もあるかと存じますが、統計面にもよつとこれを求めることは無理でありまして、現在まで特に目立つた例はないように存するものであります。

○岡本愛祐君 今その左側通行によつて起された事故が四九％といわれるのは、すべての事故の中の四九％ですか。

○政府委員(柏村信雄君) これは対面交通をいたしておりますところにおける歩行者の事故でございます。○岡本愛祐君 ちよつとこれはあいなんで、つまり対面交通が原則であるけれども、対面交通ができていくというので、左側通行をやると、まあこういうことになるだろうと思つておつた。そこでその事故が起る。それがその何の四九％かわかりませんが、ともかく非常なこれは実態だと私は思ふので、交通事故の……だからこれは右側交通は非常に危ないのだ、守れないということから、又守つておつても危ないんです、ほんとは言つて、だからと根本的に政府は考へたほうからいひじやないかと思つたのですが、ちよつと申上げます。

○政府委員(柏村信雄君) 先ほどから対面交通が日本の道路においては技術上しにくいというお話でございますが、歩道のある所についての問題ではなくて、歩道のない所の問題といたしましては、右側が勵行されるということになれば、決して左側通行で対面交通でない場合よりも事故が多くなる、或いは歩きにくいという問題は技術的に起らないだろうというふうに考へるのであります。

と、この左側通行というものは一つ抜本的に考へすべき問題であると思われるので、この際参議院の地方行政委員会がこれを取上げて、合い間／＼に公聴会でも開いてやほりこれは検討すべきじやないか。公聴会を一つこれはやつてみたらいいじやないか知らんと思ふのですが、どうでしょうか。

○岡本愛祐君 岩木君のお説に賛成、公聴会をやります。○岩木君 これは公聴会を思ふの詰るやうに急いでやらなくてもいいが、予定日程によつて一日ぐらいのものはやつてもいいと思つたのですが。○委員長(西園吉之助君) それではお諮りいたします。只今岩木委員並びに岡本委員より只今の法案のうち左側通行並びに右側通行と言いますか、この問題について公聴会を開いてはどうか。……お諮りがございましたが、これに對しまして御意見を承ります。……それではこれにつきまして公聴会を開くことに決定いたしました。御異議ございませんか。

○岡本愛祐君 この問題は角立つたものでなくとも参考人を呼ぶという程度でもいいかも知れません。どうでしょうか。今の交通量では行当るのですよ。そのために道路の狭い所の対面交通というやつはいいのかわるか。その自由党の面目にはかわらんよ、これは。この問題は実はこの法律を作るときに非常に問題になつたのですよ。これと今ここに改正が出ているが、この交差点を迂回しないで直近を回つたほうがいいんじゃないか。これはもう社会党の三木さんが非常に主張されたのです、今副議長をして三木さん

○岩木君 私もこの問題は前から参議院が取上げてみてもよい問題ではないかと思つておつたのですが、とにかくこうして人口は殖える、自動車は戦前より何倍になつていられるか、とにかくすばらしい状態であつて、今も道路路拡張もできず、市区改正も貧弱な自治体財政や国民負担の状態ではやれないというふうなことから見て、国民多数の習性等から見てこれを検討します

が。我々も賛成でそれはそのほうがいいじゃないかということを言つたのですが、まあ政府の原案通り早く通してくれという事で通した。ところがこの交叉点の直近を迂回するやつは、これはどういふ改正が出て来た。もう一つの右側通行もやはりできない。だから今おつしやるように公聴会でもなお結構ですが、公聴会又は参考人を呼ぶという程度でどうしようか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今の点は、来週中に適當な日を選びまして午前中でも半日つぶしまして参考人を呼ぶことにいたして御異議ありませんか。

○岩本哲夫君 異議ありませんけれども……。

○委員長(西郷吉之助君) それでは大体参考人程度にしなされたようでございますから、参考人を呼ぶことにいたします。

○岩本哲夫君 公告して各界からいろいろ関係方面も……。

○委員長(西郷吉之助君) まあ一つ手続その他のお任せを願いたいと存じます。

それではその他につきまして御質疑のおありのかたはお願いたします。

件になつております。歩行者の事故が全体で三千九百八十件のうち千七百三十二件が車の直前直後の横断でございます。次に多いのが車道の通行と踏切の不注意、踏切の不注意のほうがよくと多うございませぬ。踏切の不注意が四百三十、車道の通行が三百六十八、踏切、徘徊、が二百八十五、それから斜横断が二百十九、で、その次に左側通行による百九十四という歩行者の事故があるやうなわけでありませぬ。なお附加えて申上げておきますが、宮崎県におきましては対面交通の遵守率が八〇%という成績を挙げておるわけでございますが、この宮崎県におきましてはむしろ今年度において交通事故の発生が前年よりも減少している。全国的に増加しておるにかかわらず宮崎県において減少しておるというやうな実情もありませんので、御参考までに申上げておきます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませぬか。

○岩本哲夫君 今日これを上げるのですか、上げないのですか。

○委員長(西郷吉之助君) この問題は岩木さんからも先ほどの参考人を呼べというございませぬから、今日は上げるやうなことにはなりません。

○岡本雙祐君 明日この道路交通取締法の一部を改正する法律案を又審議する御予定のようですが、今のやうな問題がありますから、別のものをやられたほうがいいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 今の岡本君の御意見通り参考人を呼ぶということにいたしましたから、この予定は変更いたしません。

それではなおこの点以外について御質疑がございませぬか。なければお諮りいたしますけれども、明日は道路交通取締法の予定でございませぬが、参考人等を呼ぶ関係もありませんから、そうすると一応明日の午前中にも地方税の衆議院修正案の説明でも求めますか。

○岩本哲夫君 私かねて委員長にお願申上げておるのは、地方税もいいかも知らんけれども、かねて建築基準法で府県から市町村に委譲すべき行政事務を未だに府県が渋つて渡さないというところから全国各府県に摩摺が起つて来る。非常に急いでおるやうな地方もあるらしいので、この際建設大臣及び自治庁の大臣、当時の建設次官である岩沢参議院議員を証人に喚問して、これが解決を図らんと欲しておるわけですが、お諮りを願ひたい。

○委員長(西郷吉之助君) そうすると岩木さん、この間承りなされた建設大臣と自治庁の大臣……。

○岩本哲夫君 それから当時の岩沢次官、併しこれは来週でもいいのです。

○委員長(西郷吉之助君) それでは今の岩木さんの適當な機会にいたしますが、明日は地方税法の説明を聞くか、地方制度調査会設置法案、これはまだ聞いておられませんか、これをしましたか、どういたしましよるか。

○岡本雙祐君 私の意見としては、今委員長が御発言なされたやうに地方税法の修正が衆議院からももう廻つておるので、又今陳情も多う来ておりますから、ここで早く説明を聞いたほうがいいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは明日は午前十時から地方税法の衆議院の修正案の内容につきまして野村専太郎君が説明するやうですから、その説明を聴取いたします。

それでは本日は御質疑がなければこの程度にいたしまして、これにて散会いたします。

第一節 京都市労働組合の動向

(一) 総評、民統(民主戦線統一会議) 西派青婦人部の提携

昭和二十五年の参議院議員選挙以来分業を続けている総評系対民統系の京都市労働組合は、同二十七年一月「公安条例撤廃署名運動」を契機として先ず西派青婦人部が提携した。

(二) 総評、民統西派の提携

三月初旬に至り、西派は遂に「春季共闘案」を結成し、「二条約(講和条約、日米安全保障条約)」「破防法」「再軍備」反対の中心スローガンを掲げて共同斗争を宣言し、次いで三月二十日「藤正法規粉砕総起つ起大会」を共催したが、所謂三二〇山山事件を惹起して再び分裂するやにみえたのであるが、当面する春季攻勢、破防法等をめぐるゼネスト及びメーデーを目指して統一の線を捨てきれずにいたやうである。

(三) 民統系優位に立つ

四月上旬の「春季共闘案」においても、総評系の一部より山山事件に関する民統側の陳謝のない限り一線を画せんとする動きを示したが、総評系委員長の関係で民統系に押し切られ、その後「メーデー対策実行委」を設置して準備を進める中にあつても、朝鮮人、学生或いは市民団体等の参加問題について、総評側は共闘案に加盟せざる団体の参加を拒否せんとしたが及ばず、役員選出に當つても重要ポストは民統系の獲得すると

ころとなり、総評派は多数を擁しながらその努力は逆に劣位に立ち、メーデー大会の議長団には十名中七名まで民統派によつて占められイニシアテータは漸次民統派に移つた。

メーデー会場に京都御所使用の問題

斯かる両者の微妙なる関係の上に四月の二回に互るストの労働攻勢の強い盛り上がりがあり、次いでメーデー会場として京都御所使用を強行せんとする民統派の主張は、府及び市公安委の屢次に互る斡旋も厚生省の容れるところとならず、これに東京の宮城前広場使用問題についての東京地裁の判決及び日共府委の動きと相俟つて不穏の空気を孕みつつメーデー前日を迎えた。

総評派主張を押し切る

総評側は当初においては御所使用を主張していたが、その後の客観情勢より次第に消極的となつたが、全官公、自由労組、市民団体、朝鮮人団体等の極左分子に引きずられる結果となつていた。然しながら四月三十日の最終委員会において、総評側は公安委の提示する条件即ち「二条城広場とデモコースの部分的変更」に従うことを主張し、民統側は御所開催説を曲げず、最後案としてデモコースを御所に切りかえるべく妥協案を提議したが、総評側は民統側が御所に固執すれば、大会終了と同時に解散措置をとるとの決意を示したので民統派も遂に屈して分裂を免れた。

共斗委のスローガン

この間左掲のようなスローガンを決定した。

1 中心スローガン

○再軍備反対、民族の独立を闘いとれ

○講和、安保兩条約の廃棄、行政協定反対、平和憲法を守れ

2 メーデー・スローガン

○総評地評

講和、安保兩条約廃棄、行政協定反対、平和憲法を守れ、中共貿易の促進と平和産業を守れ、米麦統制撤廃反対、電気料金及び家賃値上反対

○新産別地連

労働法規改善反対、公務員法公務法撤廃、破防法公安条例粉砕、言論集會出版結社の自由を守れ

○自由労組

首切り、労働強化反対、失業者をなくせ、食える賃金をよこせ

○文化団体

植民地文化反対、民族文化を守れ、国民映画演劇を我等の手で

○学生

授業料値上反対、六三制と教育の機会均等を守れ、学園の自由と学問の自由を守れ

○婦人団体

予備隊にはお嫁に行きません、婦人労働者の徹底解放

○朝鮮民戦(朝鮮民族戦線統一協議會)

日韓会谈粉砕、反ファッショ民族権利を武力で闘いとれ

細菌兵器原子兵器の使用禁止

○農民団体

山林固有林を解放せよ

○市労連

地方自治体の戦時体制反対、徴兵事務住民登録の拒否、売国吉田内閣打倒、政権は働く者の手に

○市民団体

戦争のための税金を払うな、再軍備よりも社会保障を

○教員

平和と独立のための教育態勢を確立

○日連

電源開発と小運送の社会化

○全専売

外資導入のための専売民営の反対

○メーデー前夜祭

四月三十日はメーデー前夜祭として、円山公園においてメーデー実行委員会主催の下に約五千人の集まりの上開催され、大山都夫君外数名の講演及びアトラクションがあつた。又一部自由労組も約五百名集集の下に前夜祭が行われたが、何れも平穩裡に終了した。

第二節 学生団体の動向

学生団体は京大、立命大を中心として全学連の指令に基き、四月下旬二回に互り、破防法反対、授業料値上反対のスローガンを掲げてスト決行に持込むべく数次に互る学生大会を開き、左翼学生が活発なる斗争を展開したが、ストについては何れも全学を支配し得ずして挫折したようである。然しながら京大における「警官学内立入事件」「現職警官の職請

生問題」等が絡み合つて斗争意識を高めながら当日を迎えた。メーデー当日、京大では文理両学部が決議通り一日ストを決行、その他学生及び職員約八百名が学校当局の禁止を無視して学内において、赤旗、プラカードを掲げメーデー歌を高唱しつつ学内デモを強行の後メーデーに参加した。又立命大学、同志社も教職員を交えて教員の学生がメーデーに参加。その他龍谷大学、工芸繊維大学、人文学園、鴨沢、西京各高校の尖鋭学生多数が参加した。

第二章 市公安委及び警察の措置

第一節 市公安委の措置

市公安委員会の言うところによれば、京都御所をメーデー会場とする事については異論なく、むしろ警備その他治安上の観点よりこれが実現を希望し、府と共に中央部との接衝に尽力したのであるが、不許可に終つたので、政府の方針に従い、これが取締りには断乎たる方針で対処することとし、主催者側に対し、会場及び行進順路の一部変更その他行進体形、携行物等に条件を附して許可し且つこれと同時に「声明」を発表してその態度を明かにしたとのことである。

第二節 警察の措置

市公安委員会の言を以てすれば、京都御所使用禁止の措置は事態を險悪化し、警察隊との衝突も予測せられたので、警備対策の万全を期すべく全市警を動員して警備に当らせることとし、制服隊二、一五五名(京都市警の定員は約三、五〇〇名である。)御所周辺、二条城前から

府庁、市役所から河原町四条の繁華街、円山公園を中心とする一帯に配置する他私服隊八二名を別置して警備に当らせることとしたという。

第三章 メーデー事前情報

日共臨中指導部、関西ビュロー、京都ビュロー等の発した各種指令はこれを省略する。

第四章 メーデー当日の状況

第一節 事件の概況

既述せるように破防法反対、スト、会場問題の紛糾の高まりの中にメーデー当日となつたが、参加人員約三万名、大会は高山京都市長のメッセージ(助役代理)に対して緊急動議を以て拒否する他日共代表府委員のメッセージ中で総評系労組幹部に対するパトロの言辭等に端を發して左右両派紛糾して漸次尖鋭化していった。

大会終了後のデモ行進は民統派が先行と決し、自由労組、学生、日教組員、朝鮮人、生活を守る会、商工擁護同盟等の日共系の主力が先頭となり、赤旗と多数のプラカードを擁して行進し、府庁前に到るやジャクザク行進を行う中に朝鮮人部隊が先ず警官隊に挑発してもみ合いを始め、予め用意せる石コロ、ラムネ瓶を投げつけ、棍棒、プラカード等で暴行して警官側に負傷者を出さしめ、次に朝鮮人、自由労働者、学生等は韓国民団本部及び烏丸丸太町派出所を襲撃して窓ガラス多数を破壊し、更に京都地方裁判所前にて警官隊と衝突して益々氣勢を挙げつつ京都市役所前に達するや、自由労組、学生、朝鮮人部隊は一大集団となつて渦巻行進を開始してその盛り上りの

うちに、正面玄関扉のガラス或は市長室窓ガラスに投石して破壊する朝鮮人(未確認)はバルコニー突角に掲揚中の大日章旗二腕の旗桿を折つて日章旗を奪取して一枚は踏みつけて引裂き、一枚は持去つた。続いて行進中前所でトランプを起しながら祇園石段下に到つて再び警官隊と衝突したが、この時は警官隊の手薄に乗じた朝鮮人の集団約三百は終始警官隊を圧倒し、警官隊は後退の止むなき状態にせられるなど混乱状態に陥つた。しかしながら程なく増援と催涙弾の使用によつて事態を拾収した。この混乱中に米軍将校の自動車に投石して窓ガラスを壊す他石段下派出所を襲撃した。

第二節 負傷者並びに事務処理状況

七条署には富山立命館大学助教授の釈放要求のため同大教職員、学生約百五十名が押しかけ若干のトランプを起した。

本事件による警官の負傷者は三十四十五名である。デモ隊員の負傷者は未詳であるが、当日警察側においては、祭典の意義をあくまで尊重して騒乱の発生を最少限に止むるため耐え得る限り耐え且つ無用の犠牲を避けるため鉄カブトを用いなかつた結果警官側に多数の負傷者を出したといわれている。

本事件により暴行、公務執行妨害容疑等にて四十三名を検挙したが、五月二十日現在において起訴二二不起訴四、未処理二七である。なお市役所の国旗問題についての容疑者は追及中である。

第五章 メーデー事後の情報

メーデーについての批判及び今後における斗争等についての日共中央ビュロー指令等(省略)

第六章 事件の特異性

(一) 実行委の左派系は、会場問題については既に見透しをつけていながら執拗に喰ひ下つて、デモの混乱責任を転荷せんと策したと思われる。

(二) 統一メーデーを口実に総評工作の一貫として尖鋭化を図つた。従つて総評は統一の希望につられて實質的には主導権を握られたようである。

(三) デモの尖鋭化は計画的のものであつて、武器としては新しいものはないがプラカード、旗竿は当初より棍棒化し得るよう製作されていた他小石及びビール、サイダー、ラムネ等の空瓶を多数所持し、又子供等を使用して巧に補給の方途も講じていた。

第二章 二・二三事件、三・二〇事件の如く尖鋭分子をデモ隊に潜入散在せしむることなく朝鮮人、学生、自労等の単一団体として尖鋭部隊の主力とした。

(四) 学生、朝鮮人の別動隊を突如出現せしめ、警備力を分散させ脆弱面を作らんとする策に出た。

(五) 負傷者中比較的上級警察官が多く、現場指揮者を狙つて指揮の混乱を企図している。

(六) 従来表面活動に姿を見せなかつた日共幹部が公然デモ混乱時の指揮に當つていた。

(七) 大会場において日共党委トランプ上よりアカハタを販売してあり、今後公然と政治活動を行うものとみられる。

(八) 立命館大学法学部助教授学生主事富山康吉が暴行傷害で検挙され、又立命館大学前法学部長教授浅井清信がデモ隊中で負傷した。(なお富山助教授は末川博立大総長の女婿である。)

(九) デモ行進の先頭に自労、学生、朝鮮人、生活擁護同盟等の尖鋭部隊を立てたため後続の市労連その他全官公系労組と合流して混乱を大きくした。

(一〇) 朝鮮人が市役所の大日章旗二枚を奪い一枚を踏みつけて引裂き、一枚は持去つた。

(一一) 高山市長に対する感情が激発してメッセージ拒否決議とな

り、市役所襲撃の原因となつたとみられる。

(三) 祇園石段下の騒乱には日共指導者が公然現場指揮をとり、従来見られなかつた積極的攻撃意図を示した。この際朝鮮人、学生、共闘が緊密に行われた。

(四) 授業料値上問題に関する全学連スト指令に対しても殆んど動きを示さなかつた同志社大学学生隊が予想外に多数動員され、府庁前広場の騒乱において真先に警官隊に突入した。又京大、立大、同大その他の学生隊は、行進中に下級警察官に対して、極めて懐柔的言辞を弄しこれを執拗に繰返した。

(五) 大会の時より既に分裂メーデーであり、朝鮮人を主力とする学生、自労、市民団体等非労務者と全官公の一部尖鋭分子の単独斗争であり、総評、中立系の大多数の組織労働者は積極的に関与せず、彼等は消極的態度に終止したが、敢てこれに反抗阻止せず傍観者の態度を持したことと将来の治安上最も注意すべきことであると思ふ。

第七章 結語

(一) 京都における今次発生の記事は、東京における騒擾事件に比し、スケールの相違はあるが本質的には全く同一のものであると認められる。即ち二つの世界の対立する国際政治情勢を反映して必然的に発生せるものにして、これに京都の歴史、産業的特殊事情と学生、その他の左派理論とが結びついて発生したものと推定される。

(二) 本事件は総評、民統が春季労働攻勢、破防法等関係法案反対デモスト、次いで統一メーデーを目標とした共同斗争の頂点において惹起せられた事案であるが、暴力行為そのものは日共影響下にあると認められる朝鮮人、学生(この中には約五百名の高等学校生徒も加わつてゐる。自労等を主力とする約三千の尖鋭分子によつて市役所及び韓民団本部の襲撃を除き、攻撃目標が主として警察に向けられたことは注目すべき現象である。

(三) 又朝鮮人の大部分が石、瓶を予め用意していたこと及び武器として転用されたプラカードを圧倒的多量に所持していたことは大衆動員の盛上りの中心において、これを利用敢行せんとした計画的な事案としての性格を立証しているものと認められる。

(四) 今次騒乱にみられた如き、朝鮮人、学生、自由労組等が警官隊に対して集団的に正面攻撃を加えていることは、京都における日共の軍事行動が二、二三事件(再軍備反対青年婦人大会)或は三・二〇事件(弾圧法粉砕総けつ起大会)を始め数々の訓練を経たため既に日共の軍事行動が従来の防禦的自衛斗争より積極的攻勢の段階に転移してゐることを示すものであるといえる。

(五) しかしながら右を以て日共の本格的軍事行動の開始とはみられない。即ち警察正面攻撃によつて対外的には警察の威信の失墜と孤立化、内部的には下級警察官の不

安動播と上官に対する不満を求め、延いては警察機能の麻痺を狙うものであるとみられ、典型的な対警実力抗争であるといえる。

(四) 本事件を東京事件に比較検討してみると、共通点として宮城前広場と御所広場での強行開催を主張していること、両者いずれも暴動の主力が朝鮮人、学生、自労であること、集団的に警察隊に積極攻撃していること等を挙げ得る。

(五) 会場問題についての市公安委員会の措置及びデモ行為について許可条件を付したことは当を得た措置と推定されるが、なお隊形編成についても思想的考慮を要すべきであつたと認められる。

(六) メーデー当日における交通整理に特別の考慮を払わなかつた点及び警備隊及びデモ隊相互の間隔があまりにも接近しすぎたこと等は隊伍を混乱し、相互の感情を高調させる原因となり、延いては事件発生の一因となつたことは否定できないと思われ。又円山公園において島津労働組の如き隠微派に対し、慎重なる措置を欠いたことは甚だ遺憾であつた。(註参照)

(七) 京都市の如く屢次に互る事件発生地においては、これが対策は平素より慎重に考究すべきは勿論であるが、特に極左分子の戦略戦術を下部警察官にまで徹底させ事件を未然に防止する対策と心構えが緊要であると思われる。

(八) 民主的労働運動の健全な発展を阻害し悪用するものについては、断固取締るべきであるが、隠健なる労働組合の発展に対しては積極

的助長の方途を講ずべきである。

(註) メーデー傷害事件に関する申入 島津製作所労働組合は、第二十三回メーデーに於て当組合の組合員が警官に棍棒で打倒された事件に關し、その内容を明らかにして嚴重な抗議と本事件の処置を要求するものである。

事件の内容 警備にして歩武堂々と行進した島津部隊が円山に到着したのは午後四時三十分頃であり、部隊の整列が終え解散しようとしたとき、一部不穏分子と警察との間に紛争が起り、島津部隊がこの紛争のまぎぞえを避けるべく、直ちに部隊の解散を宣言したのであるが、このとき既に遅く警官は催涙弾と棍棒を持つて一般善良なる組合員にまで対抗し、その結果が部隊の整理をしていいた西大路支部長山下勇次郎及び休憩して飲料水を飲んでいいた三条支部北原四郎の頭部を棍棒で打倒し、各々約十日間(別紙日赤診断書)の負傷を手えた。

組合幹部は直ちに現場にいた警官隊に真相の解明と本事件に対する処置(傷害に対する現場保存とその責任者氏名の発表)を申入れたのであるが、警官隊はこの申入を拒否した。被害者の供述(宏)註(本共述は被害者本人の自筆共述を転載したものである)

島津西大路支部山下勇次郎 〇〇
メーデー参加の島津部隊は最後のジグザク行進を終了して全員円山公園の西の方に集合しておりました。然し未だ本部より解散の指示がありませんので待つていました。其の時

既に中央南の方に於て、一部不穏分子が警官隊に向つて石を投げておるのを遠くより目撃して居つたので、島津の様な善良なる部隊のものが一人でもあつたことに巻込まれてはいけな心配もして居つたし、私の大隊の各中隊長、小隊長も早く本部と連絡をとつて早く解散しなければならぬと云ふことであつたので私は責任者として島津の本部の救護班の自動車の下に本部指揮班長の木村書記長が居つたので連絡に行き自動車に近く来た時市警は上司の命令があつたのでしよう一斉西北の方向に向つてやつて来ました。その時は私は自動車近くに居つたがこれではあふない、よけなければいけないと思つておるとたん、殺気だつた市警により後からこん棒のなぐり込みで頭部をなぐられました。

これは全く市警の不差別なるあつした行動に対しては誠に遺憾と思ふ、何とかあの様なことをしなくて何処置があつたのではないかと、善良なる労働者迄も迷惑をすることを何故考へて適當なる処置をしなかつたのか、然し私はあつした様な行動を市警が敢えて取らざるを得ない様な事態に至らした不穏分子(多分共産党の様なものでないかと推察するが)の行動に対しては非常に憤懣にたえないものである。

同時に警官がすさまじい形相で二、三十名が襲いかかり其所に居つた二、三名も一諸に警棒で猛然と突き飛ばし有無を言わず腕や肩、手をめつた打ちをし、よろめく所更に追討をかけ左頭部に乱打を受け、頭部に裂傷二種の傷を受け、昨夜頭痛を起し、大変困惑したので、此処に當時の事情を有りのままに記します。尚負傷を負つた時刻は午後四時五十分頃だつたと思ひます。

本事件に対する組合の主張 円山に於ける警官と一部不穏分子との紛争は、如何に積み重ねられて来た感情の問題があるにしても、それはあくまでも警官と一部不穏分子との間で解決すべき問題であり、吾々の関知するところではない。然るに警官の感情をもつて、暴力も振はず抵抗もせず、一部不穏分子と無関係である善良な組合員までも打倒するが如き行為は、市民を擁護する立場の警官として許されるものではない、本事件は明らかに警官の暴行であり、善良な組合員に対する傷害事件であると断定する。

従つて組合は、組合の正式議決機関である本部委員会の決定に従ひ、次のことを要求する。

一、善良な組合員を打倒した警官、若しくはその責任者の処罰
一、傷害に伴う損害賠償
一、民主的警官としての今後の措置
一、本要求に基く回答を、来る五月十五日正午迄に文書で提示されたい

島津三条支部 北原 四郎 〇〇
昨五月一日メーデーに於て島津労働組合が円山に到着し解散後上衣をコラス班にあづけてあつたのでトラックを探している途中中広告塔横にラムネ屋があつたので其所で飲んで

いる所を突然バラ／＼と人の足音と

同時に警官がすさまじい形相で二、三十名が襲いかかり其所に居つた二、三名も一諸に警棒で猛然と突き飛ばし有無を言わず腕や肩、手をめつた打ちをし、よろめく所更に追討をかけ左頭部に乱打を受け、頭部に裂傷二種の傷を受け、昨夜頭痛を起し、大変困惑したので、此処に當時の事情を有りのままに記します。尚負傷を負つた時刻は午後四時五十分頃だつたと思ひます。

本事件に対する組合の主張 円山に於ける警官と一部不穏分子との紛争は、如何に積み重ねられて来た感情の問題があるにしても、それはあくまでも警官と一部不穏分子との間で解決すべき問題であり、吾々の関知するところではない。然るに警官の感情をもつて、暴力も振はず抵抗もせず、一部不穏分子と無関係である善良な組合員までも打倒するが如き行為は、市民を擁護する立場の警官として許されるものではない、本事件は明らかに警官の暴行であり、善良な組合員に対する傷害事件であると断定する。

従つて組合は、組合の正式議決機関である本部委員会の決定に従ひ、次のことを要求する。

一、善良な組合員を打倒した警官、若しくはその責任者の処罰
一、傷害に伴う損害賠償
一、民主的警官としての今後の措置
一、本要求に基く回答を、来る五月十五日正午迄に文書で提示されたい

島津三条支部 北原 四郎 〇〇
昨五月一日メーデーに於て島津労働組合が円山に到着し解散後上衣をコラス班にあづけてあつたのでトラックを探している途中中広告塔横にラムネ屋があつたので其所で飲んで

いる所を突然バラ／＼と人の足音と

京都市中京区西ノ京桑原町十八番地
島津製作所労働組合
組合長 森川正栄 團
京都市警本部
本部長 小川鏡殿

診断書
住所 右京区嵯峨野秋街道町
山下勇次郎殿
40年

病名 頭頂部挫創
右の症のため向後十日間の通院
加療を要するものと認む
印 右診断す
昭和二十七年五月一日
京都市上京区釜座通丸太町上
丸
京都第二赤十字病院
医 堀土修 一 團

住所 京都市下京区坊城通入朱
下丸
北原 四郎 殿
二六年

病名 左側頭部左手背挫創
右ニ依リ向フ約十日間加療ヲ要ス
昭和二十七年五月一日
京都市上京区釜座通丸太町上
丸
京都第二赤十字病院
医 喜多 治 團

住所 京都市上京区釜座通丸太町上
丸
京都第二赤十字病院
医 喜多 治 團

千年の古都に比類無き近代設備と

技術を誇る島津製作所は京都産業界の誇りであり、此処に勤務せられる島津製作所労働組合の組合員各位が極めて民主的且つ健全な労働運動の支持者であり実践家のみで構成せられて居ることは毫も疑う余地の無いところであります。

ところがこの組合員たる山下、北原の兩名が去るメーデーの当日円山公園において負傷せられたとのことでありますが、そのことについては衷心より御見舞を申上げる次第であります。

本年のメーデーが例年と違つて極めて多数の尖鋭分子が便乗して各地でトラブルの発生を見たことは既に皆様御承知の通りでありまして、特に京都は東京と並んで最も暴行事案の行はれたところでありまして特に市役所前の国旗侮辱事件の如きは東京より以上に悪質だつたとも言へると思ふのであります。

京都市警のメーデーに対する警備方針としては、メーデーが万国の勤労者の祭典でありこの祭典が最も楽しく平和的に且つ意義深く終始することを希望し且つ期待するが故に出来得る限り大衆を刺戟しないように摩擦の起らないように最深の注意を払つた次第であります。

この為には平素準備し使用させて来た代用鉄兜さへメーデーの日に限つては着装させず警備配置も始めのほどは単に交通整理の程度に止めた次第であります。然るにメーデーに便乗した朝鮮人と一部学生等の暴徒はいきなり交通整理中の警察官に襲いかかり暴行を加へたのでありまして、この為には警官に四百名に達する

多数の重傷傷者を出すに至つたことは返す返すも遺憾の極みであります。

暴徒は手に手に六尺から二間以上の棒や旗竿で殴打し或は投石して参りました、事此処に至る催涙ガス使用は勿論けん銃使用も已むなしとの意見も相当出たのであります。私は生命身体を飽く迄尊重する建前から齒を喰ひしぼつて耐へ忍ばせたのであります。この苦衷の程も了解願ひたいのであります。

山下、北原兩君の負傷せられたところはメーデー当日最も險悪であつた場所であり、あそこでは上京生活を守る会幹部共産黨員松岡美代子外数十名を檢挙したところであります。

然し如何なるところであらうとも暴徒の居る場所より或程度隔つた場所に位置せられ且つ何等暴力的行為を行つて居ない善良なる市民を実力行使の爲めに負傷せしめるような警察官は我京都市警には一人も居らないことを断言して憚りません。

若し百歩を譲つて山下、北原兩君が警察官の実力行使の爲めに負傷を受けられたのが事実と致しますならば山下、北原兩君は暴徒達の極めて近い場所に居られたので警察官が暴徒の一部と誤認したためにか又は誤認せざるを得ない様な混乱にまきこまれた為に起つた事件としか想像出来ないのであります。勿論そのような事案でありましても行為者が判然と致しますならばその過失の程度に従ひ責任を追及するのに些の躊躇をするものではありません。然し先日申入れを受けてより目下統意調査中

ではあります。本日迄のところでは未だそのような行為者が明らかになつていないと言ふことを回答する以外に途のないことも遺憾に思ふ次第であります。

尚ほこの際今後に於て警察全般に對し慎重なる実力行使について嚴重なる注意を喚起した次第であります。

今日の警察が昔と違つて總てが市民の利益の爲に、市民の治安を維持すべきであるとの民主警察で在らねばならないことは申す迄もありません。私は従来も警察は斯く在るべしと信じ京都市警を日本でも代表的な民主警察たらしむべく努力して参りました。又今後共この努力を一層推進して行くことを確言致しまして回答とする次第であります。

終りに今一度山下、北原兩君の一日も速やかな御全快と職場復帰を祈るものであります。

昭和二十七年五月十五日
京都市警察本部長 小川 鍛四
島津製作所労働組合
組合長 森川正栄殿

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された

一、地方制度調査会設置法案（予備審査のための付託は五月十二日）

昭和二十七年十月二十一日印刷

昭和二十七年十月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局